

令和2年(2020年)4月8日

入室児童保護者 各位

越谷市長 高橋 努

埼玉県知事の緊急事態措置の実施を受けての対応について

令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出され、対象区域である埼玉県においては、緊急事態措置が実施されることとなりました。

これを受けた本市の学童保育室における対応を以下のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対象児童

緊急事態宣言に基づく国・県からの通知を受け、学童保育室の利用の対象者を「家で留守番をすることが困難な児童」に限らせていただきます。

なお、以下の場合には利用を自粛するよう要請します。

- ・在宅勤務等で保護者や親族などが在宅している。
- ・自宅療養等で保護者や親族などが在宅している。
- ・同一敷地内で同居する祖父母等が在宅している。
- ・兄弟や姉妹と一緒に留守番ができる。

2 健康状態の確認について

保育室への入室の際は、検温記録等で健康状態を確認させていただきます。

37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合は、学童保育室の利用はできません。

※ご家庭においても手洗いやうがいを徹底し、感染防止に努めてください。

(問い合わせ)

青少年課 TEL 963-9158 (直通)